現地ルポルタージュ

# アワビの資源管理と漁協婦人部の活動

## ―岩手県・広田町漁協―

男女共同参画が叫ばれるが、漁業・漁協部門は特に遅れているとの印象が強い。漁協婦人部の活動も、一般的には、①貯蓄・共済の推進、②合成洗剤問題等の環境保全、③魚食普及、に限定される状況である。近年、水産物の加工や販売に取り組む事例も増えてきてはいるが、全体としては比較的狭い範囲での活動にとどまっている。

そうしたなか、第七回全国青年・女性漁業者交流大会でアワビの資源管理に取り組む婦人部活動を知り、今回取材させていただいた。漁協におけるアワビの資源管理への取組みとともに、それに関わる婦人部の活動内容について紹介したい。

### 一、漁協管内の概況

岩手県の東南部に位置する陸前高田市。市内には五つの漁協が存在するが、今回訪問させていただいた広田町漁協の管内は広田半島のほぼ全体をカバーしており、総世帯数一、一二〇戸の八六％にあたる九六四戸が漁協組合員（正四九五、准四六九）となっているなど、漁業の盛んな地域である。

同半島は、約二〇キロメートルの海岸線全体にわたって、多くの入り江や奇岩怪石・断崖などリアス式海岸特有の景色が広がり、こうした環境を生かしたカキ、ワカメ、ホタテ等の養殖漁業、あるいはアワビ漁やフノリを中心とする採藻漁業が盛んに行われている。また、黒潮と親潮が接する三陸漁場が沖合に広がり、定置網や刺し網等の漁船漁業も営まれている。

属人水揚げは、五、六三一トン・一五億円であり、養殖ワカメ、サケ（主に定置網による漁獲）が上位に並ぶ。

### 二、漁協におけるアワビの資源管理

#### ㈠管内アワビ漁の概要

当地区を含め岩手県で漁獲されるアワビは、クロアワビの北方種と考えられているエゾアワビであり、「口開け」と独特の呼称で表現される漁期は一一月から始まる。

当漁協においても、一一月から一二月にかけて漁が行われるが、「開口日」（漁を行う日）は七日であり、しかも漁を行える時刻も指定される。日によって違うが、午前六時から九時までというように概ね三時間ということであり、年間わずか二〇時間程度しか認められないアワビ漁である。

船上から、口でくわえた「カガミ」と呼ばれる箱メガネで海底をのぞきながら、竿の先につけた鈎でアワビを岩から剥がして採る。「鈎採り」と呼ばれるこの漁法がこの地域におけるアワビ漁の特徴であり、比較的容易な漁法だけに「口開け」の時にはほぼ全員が出漁するという。それだけに厳しい漁期規制が必要とされるのであろう。

#### ㈡アワビ資源管理の概要

当漁協におけるアワビの資源管理は、前述の漁期規制に加え、稚貝の放流、さらには乱獲防止の観点での規格規制（漁獲は九cm以上のアワビに限定）という方法で行われている。こうした取組みの成果でもあろうが、近年のアワビの漁獲量は二〇トン前後で比較的安定的に推移している。

規格規制の遵守状況については、船着場等における「浜検査」で確認している。「浜検査」は、「船検査」と「漁場調査」の両方をその内容としているが、婦人部がこの部分を担当しており、三で詳述する。

稚貝の放流については、漁場別の漁獲量、混獲率（漁獲量に占める放流貝の割合）、ヤセ貝率等のデータをもとに「アワビ種苗放流協議会」が漁場環境を判断し、漁場別の放流量を決定している。

#### ㈢アワビの水揚げから販売まで

当漁協でのアワビの水揚げは「船場」や「物揚場」と呼ばれる七か所の船着場で行われ、それぞれ「開口丁場立会」と言われる一定の作業が行われる。具体的な流れや作業は以下のとおりである。

①「浜検査」終了後、婦人部が漁場番号を

記入した「検査済証」を交付。

②漁業者は「検査済証」とともにアワビ全量を「ナガシ」と呼ばれる選別台へ持ち込む。

③選別員（漁協役員、運営委員代表の二名が担当）が、「傷」・「ヤセ」を選別し、それぞれ計量（「傷」はさらに販売分と自家消費分に区分）。

（注）「傷」は、鈎による漁獲の際にアワビの身肉に傷がついたものである。販売する場合は、通常品の七～八割の価格となる。「ヤセ」は文字通り身肉のやせたもので、商品価値はなく、全量漁業者に返却される。

④青年部が混獲率を調査。混獲率は、漁場別にそれぞれ三名の漁業者、各人二〇個のアワビを無作為抽出し、天然貝・放流貝の別を判定して算出。

（注）「螺塔（るとう）」と呼ばれる殻頂部分の色で判定。殻の色が餌に由来することを利用したもので、放流時点の大きさに相当する部分が緑～青色ならば放流貝。海藻等の付着物を削り取って行う。

⑤それぞれの浜（「開口丁場」）で入札する。

（注）浜によって価格が異なるが、漁業者の水揚げする浜が決められ、自由に選べない仕組みとしているため、漁業者との精算は全体でプール計算した単価によって行う。

## 三．婦人部による取組経緯と活動内容

### ㈠取組みの経緯

婦人部は昭和三四年に設立されたが、その当時から「繁殖保護」を活動の大きな柱としていた。当初はヒトデ駆除、磯掃除などが中心であり、現在のように「浜検査」を担当するようになったのは昭和五八年からである。その経緯は概ね次のとおりである。

アワビの資源管理上、規格に満たない小さな貝の漁獲防止は当然のことながら、漁場ごとの漁獲量の把握も必要とされる。こうした検査や調査は、漁業者が陸に上がる場所（＝船着場）で行う必要があるが、男性はほぼ全員アワビ漁に出ている。しかも、早めに漁を切り上げる者もいれば、最後まで漁をする者もいたりで、帰港時間もまちまち。こうした状況から、婦人部に白羽の矢が立ったものである。

### ㈡活動内容

船着場が七か所となっており、一回あたり三五名前後の検査要員が必要とされる。検査は婦人部の班長（五〇人）が担当することとしているため、七回の「口開け」では少ない人でも三回の出番がある。「口開け」前の一〇月に班長会議を開催し、船場別の検査当番を決めている。

前述のとおり、婦人部の担当は「船検査」と「漁場調査」を内容とする「浜検査」である。

「船検査」は、文字通り船全体を調べて、規格に満たない貝を採っていないかどうかを確認するものである。組合員に対する漁協からの通知文書によれば、弁当箱等漁業者の持ち物も検査対象になっている。

「漁場調査」は、管内沿岸域を一四の海域に区分し、当該漁業者がどの漁場でアワビを漁獲したかを聞き取り調査するものである。青年部の混獲率調査や選別員によるヤセ率調査とあわせ、稚貝放流の検討材料として活用されている。

二〇年経過した現在では、漁業者の理解も深まり、ほぼ「漁場調査」のみでよい状況となっているようであるが、スタート当初は大変だったらしい。とくに「船検査」については、顔見知りの同じ集落の人の漁獲物を調べるということもあって、「おまえは何様だ」、「女のくせになんだ」等の反発があり、また婦人部のメンバーからも「荷が重すぎる」との声があがったとのことである。その様子は、「『小さな貝は採ってませんね』という一言だけ掛けてくれ」と頼んだという清水参事の言葉にうかがうことができる。

今回の取材を終えて、乱獲防止に果たした婦人部の役割の大きさを思わずにはいられない。それとともに、資源管理においては地域一丸となった取組みが必要であることをとあらためて認識した次第である。婦人部や青年部の協力を得て実現した資源管理であり、それゆえ漁業者の協力も得られたのではないかと思うのである。

（出村雅晴）